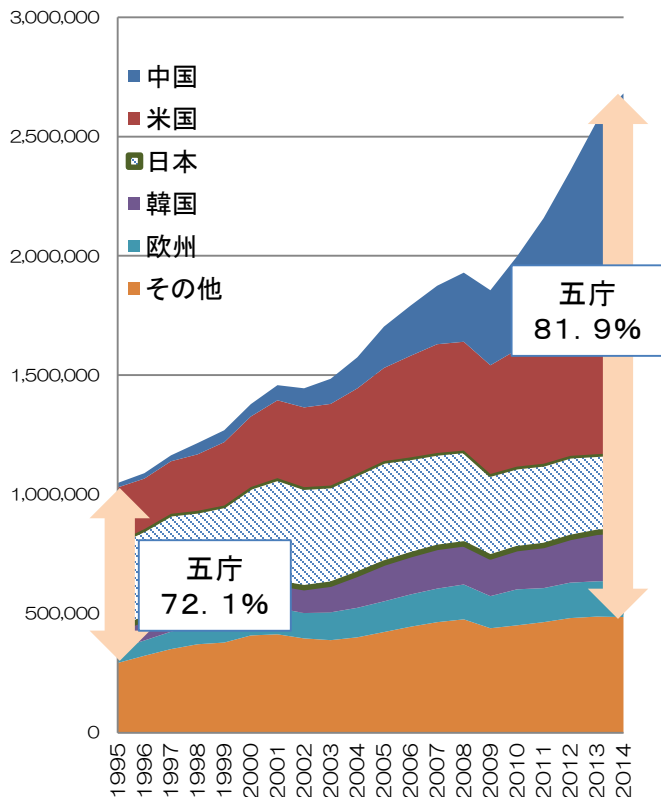


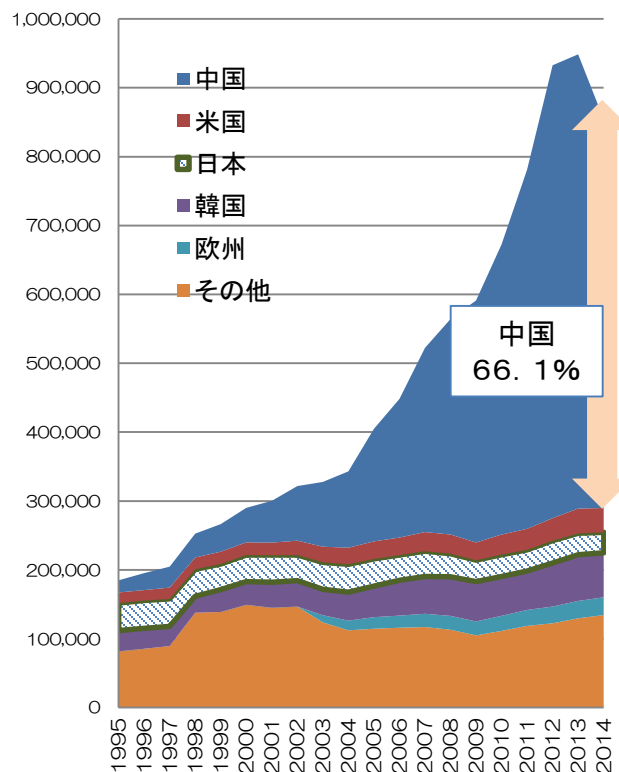
# 知財を巡る国際情勢

2018年2月  
特許庁

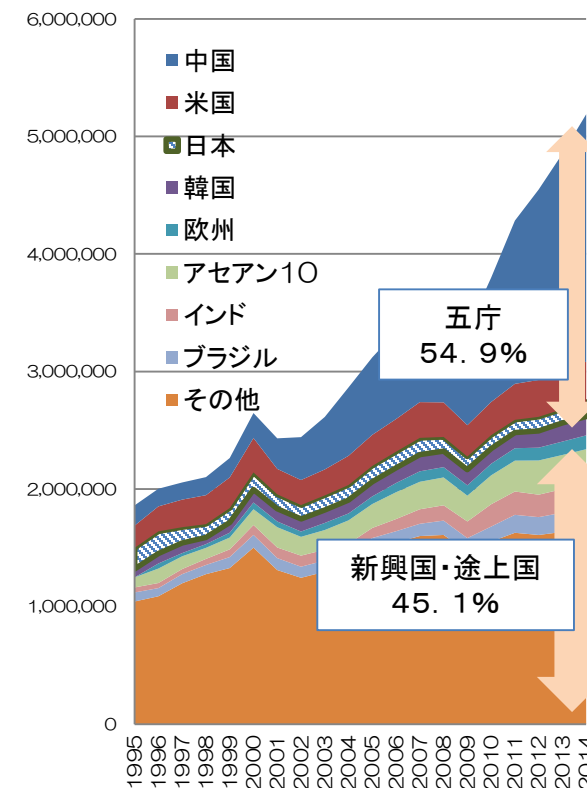
## 特許出願先の推移(件数)



## 意匠出願先の推移(件数)

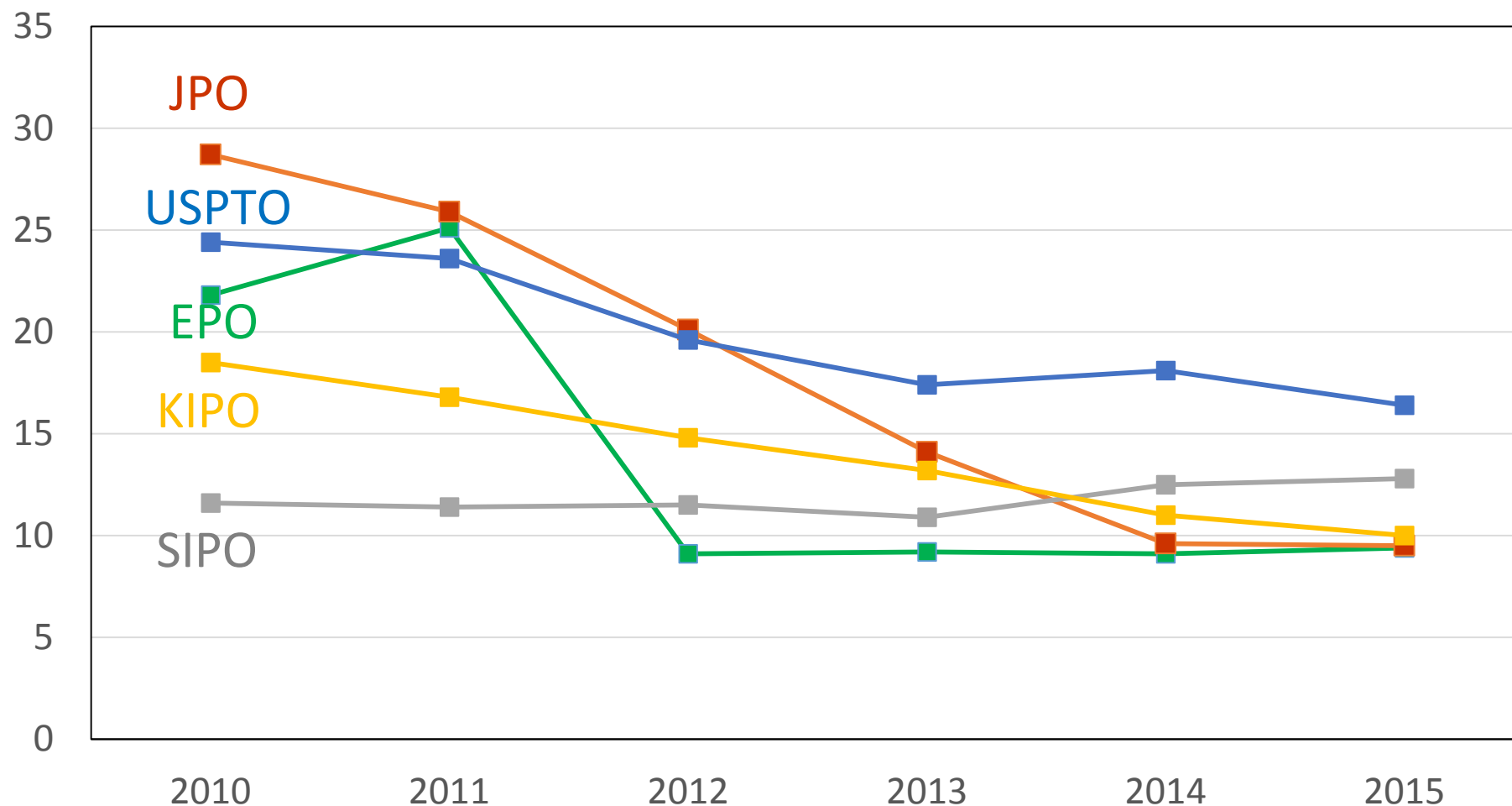


## 商標出願先推移(件数)



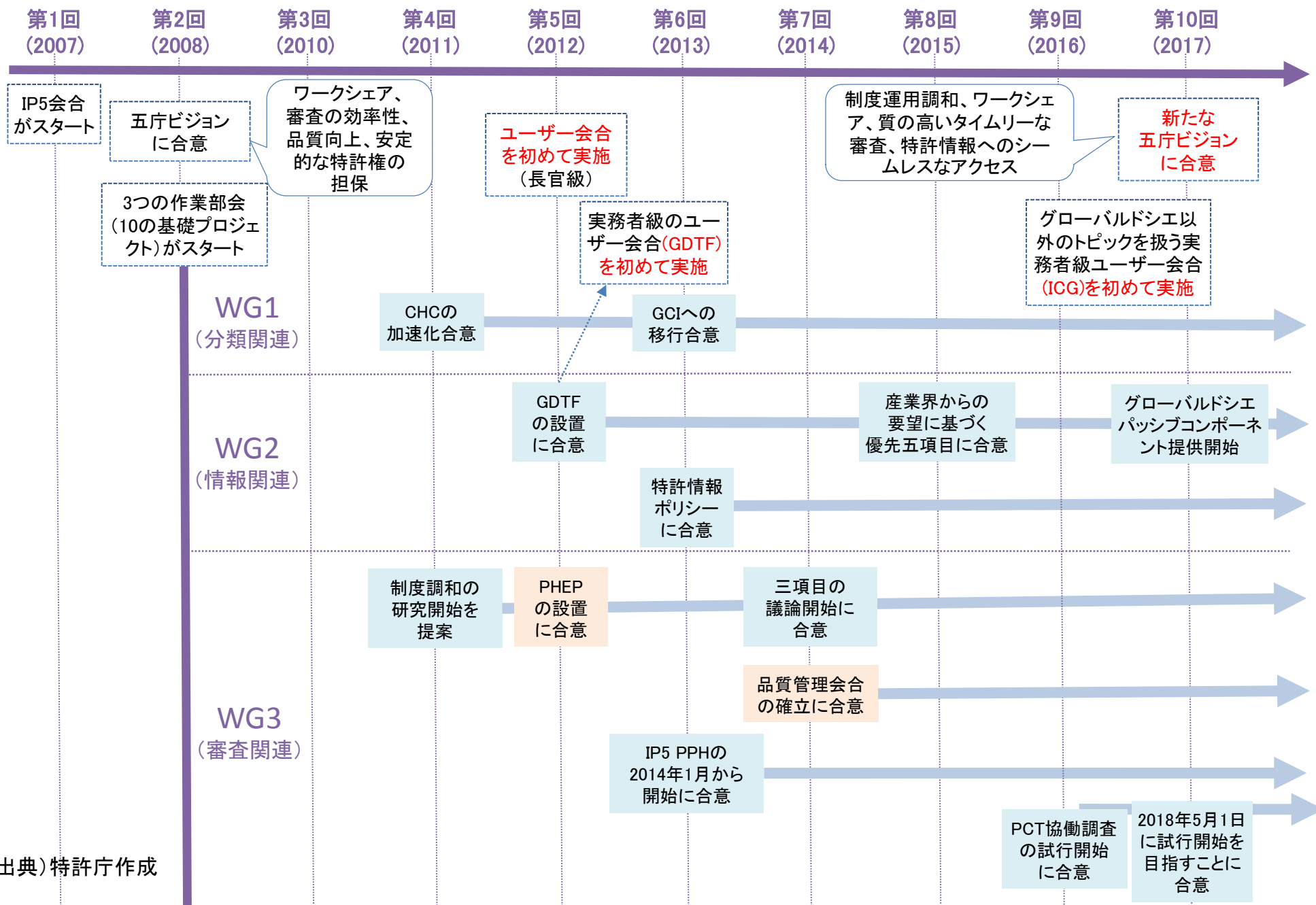
(出典)WIPO IP Statistics Data Centerに基づき特許庁作成。

## IP5のFA期間推移(2010-2015)



(出典)WIPO IP Statistics Data Centerに基づき特許庁作成。

# 世界の知財情勢：五庁会合の主な成果



(出典)特許庁作成

## アンチパテントの流れ

- eBay判決（2006年）： 特許権による差止めを制限
- Myriad判決（2013年）： 遺伝子特許を制限
- Alice判決（2014年）： ソフトウェア特許を制限



## プロパテントへの回帰？

- DDR判決（2014年）：
- Enfish判決（2016年）： ソフトウェア特許を許容
- 司法省反トラスト局（2017年）：  
「ホールドアップ問題よりホールドアウト問題が深刻」

## 知財動向(2017年)

特許: 138.2万件(前年比14.2%増)  
商標: 574.8万件(前年比55.7%増)  
意匠: 62.9万件(前年比3.2%減)

(出典)特許、意匠: SIPO2017年専利主要統計新聞発表会(2018年1月18日)  
商標: SAIC2017年商標主要統計新聞発表会(2018年1月18日)

## PCT出願上位(2016年)

1位	ZTE(中国)	4,123件
2位	Huawei(中国)	3,692件
3位	Qualcomm(米国)	2,466件
4位	三菱電機(日本)	2,053件
5位	LG(韓国)	1,888件

(出典)WIPO IP Statistics Data Centerに基づき特許庁作成。

## 研究開発への注力

■ ZTE、Huawei: 売上の10%以上を研究開発に投資

(出典)ZTE: ZTE Interim Report 2017(5 September 2017)  
Huawei: 同社ホームページ

## 中国製造(メイド・イン・チャイナ) 2025 (2015年)

- 製造業大国から製造業強国への転換。
- イノベーション向上のため知的財産権の活用強化の方針等。

## 知的財産強国の建設加速に関する国務院の若干意見(2015年)

- 運用が効率的で法治が保障された知財システム形成。
- イノベーション・起業の環境改善、国際競争の知財優位性の形成。
- 世界水準の知財強国の建設に向けた着実な基礎固め。

## 国家第13次5カ年計画(2016-2020)

- イノベーション・協調・グリーン・開放・共有の発展理念。
- イノベーション牽引型発展<知財の保護・活用に言及>。

## 習近平国家主席演説(2017年10月中国共産党大会)

- 国家イノベーション体系構築を強化し、戦略的科学技术の力を強化する。
- イノベーション文化を提唱し、知的財産権の創造、保護、活用を強化する。

## 日本の税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績

1位 中国(91.9%)

2位 香港(2.8%)

3位 韓国(1.6%)

(出典)平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止状況(財務省)

## 米国USTRによる通商法301条調査

- 米国企業の技術や知的財産を中国企業に移転することを目的に、不透明かつ裁量的な行政認可プロセスなど様々なツールを活用しているのではないかと懸念されている。
- 米国の商業コンピューターネットワークへの不法侵入やサイバーを活用した知財等の搾取を中国政府が実施または支援しているのではないかと懸念されている。



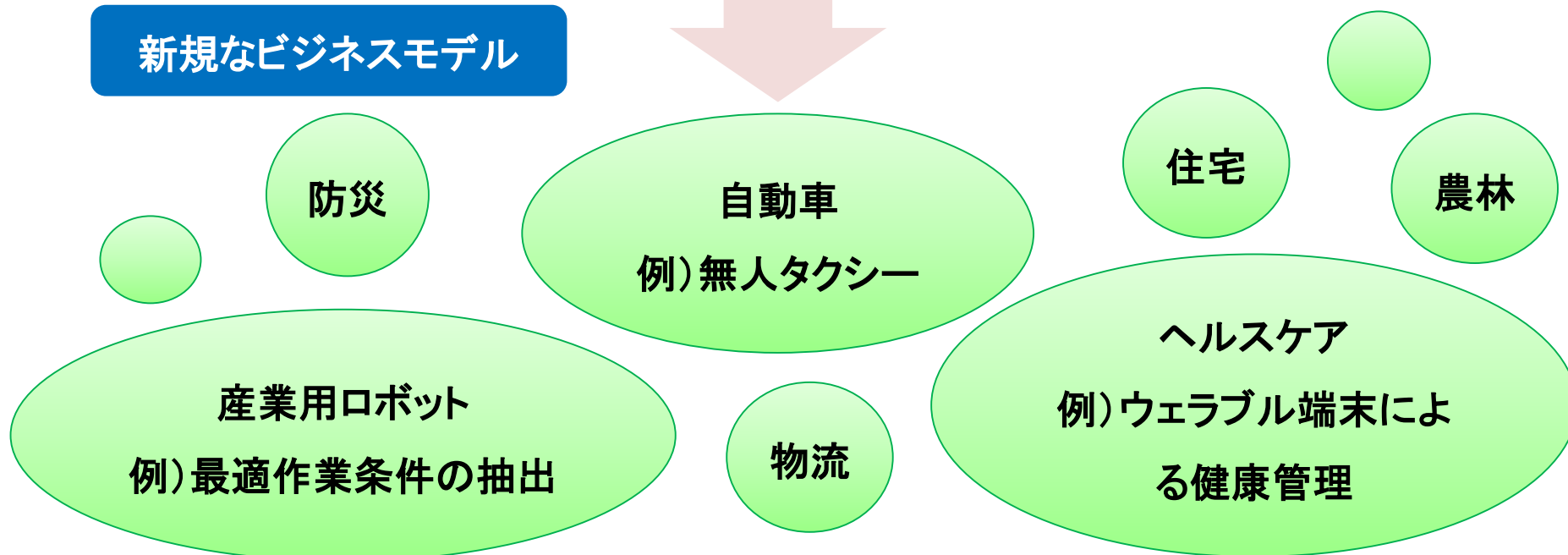
- IoT、BD(ビッグデータ)、AI(人工知能)に代表される新技術の活用により、新規なビジネスモデルが出現している。

## 新技術の登場

- ① 実社会のあらゆるデータを取得し、
- ② そのデータをネットワークで繋ぎ、蓄積して、
- ③ 集まった大量のデータ(BD)を分析(AI)することで、
- ④ 新たな価値を生む形で利活用が可能に。

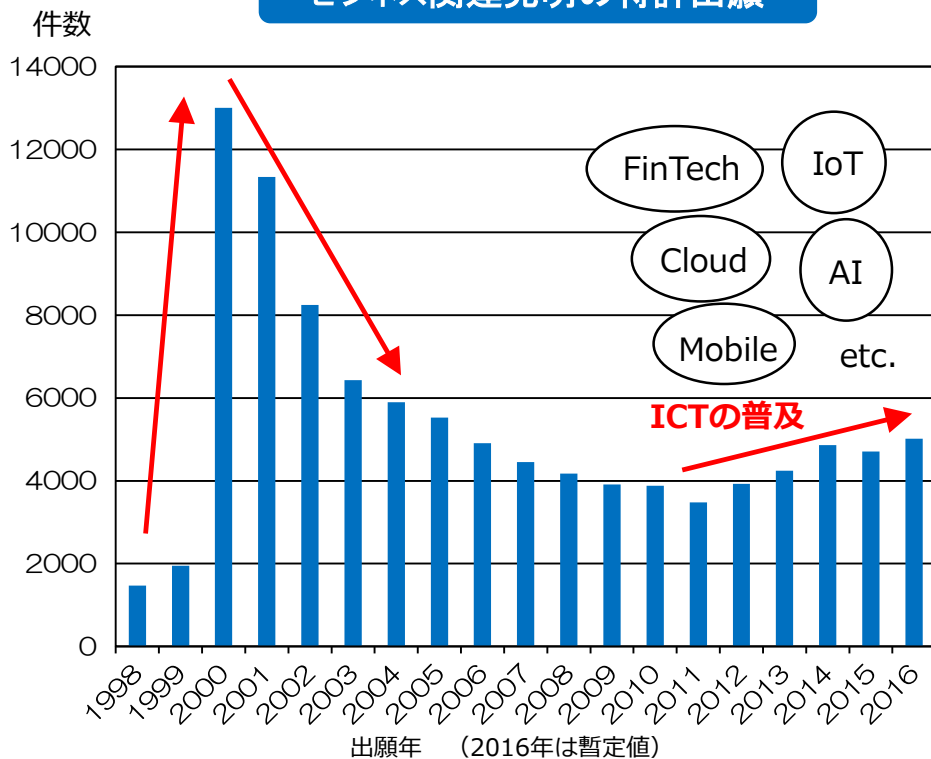
全体がIoT

## 新規なビジネスモデル

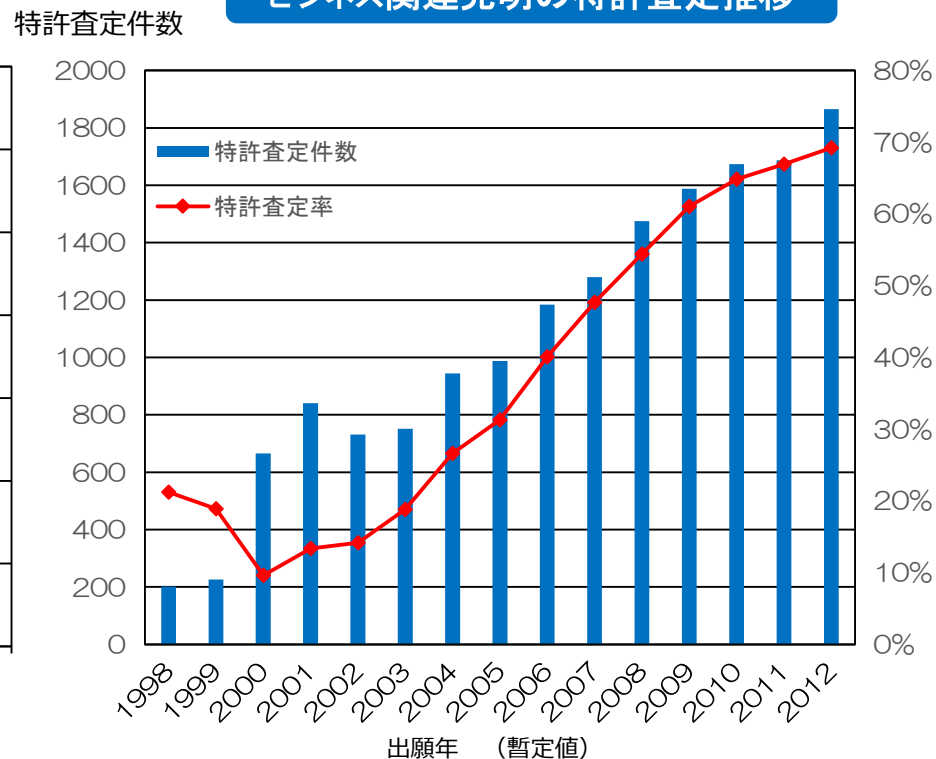


- 米国でのビジネス関連発明をめぐる判決等の影響により、日本において2000年頃にビジネス関連発明の出願ブームともいえる状況が生じた。
- その後、出願件数は減少を続けるが、2011年を底に増加傾向に転じている。
- 特許査定率、特許査定件数ともに、大幅に上昇。

### ビジネス関連発明の特許出願



### ビジネス関連発明の特許査定推移



(備考) 主要な分類として次のFIが付与された出願をビジネス関連発明として集計。

- ・ G06F15/20@G,N,R ・ G06F15/20,102 ・ G06F15/21 ・ G06F15/24 - G06F15/30 ・ G06F15/42
- ・ G06F17/60 (2000年7月から付与開始) ・ G06Q (2012年1月から付与開始)

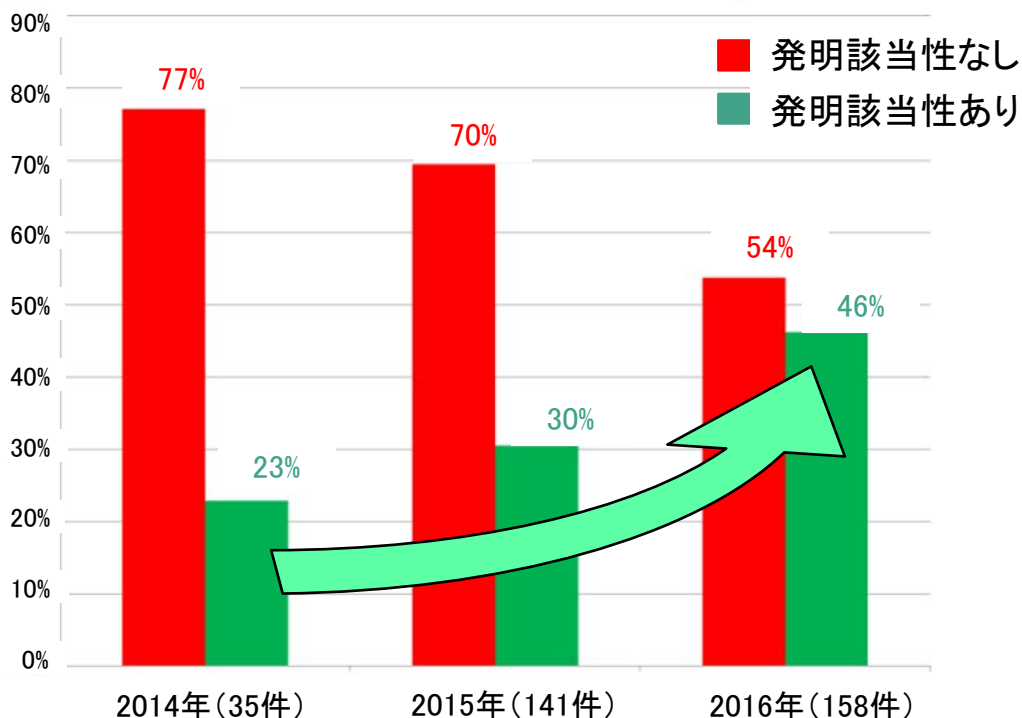
※CS関連発明：コンピュータソフトウェア関連発明

## ● 米国裁判所の判決の傾向

2014年6月のAlice最高裁判決(\*1)直後は、CS関連発明の発明該当性を否定する判決が相次いだ。その後、発明該当性に関する判断手法の適用の明確化が進み、発明該当性を認める判決が増加

(\*1) Alice Corp. v. CLS Bank International, 134 S. Ct. 2347

## 米国連邦地裁における発明該当性の判決の推移



※出典：Robert T. Sachs, BILSKIBLOG (<http://www.bilskiblog.com/>)

## ● 米国特許商標庁 (USPTO) の審査の傾向

- ✓ CS関連発明の発明該当性を否定する拒絶理由通知に対しては、技術的改善を目的とする発明は抽象的アイデアに該当せず発明該当性を有するとした2016年5月以降の判決(\*2)や、USPTOの発明該当性に関する公表資料(\*3)を引用・参照して反論を行うことにより、拒絶理由が解消しやすい傾向
- ✓ 審査官との面接において、発明該当性が認められた判決と本願との類似点を主張することによっても、拒絶理由が解消しやすい傾向
- ✓ 技術的改善とは関連しないビジネス方法については、依然として発明該当性が認められにくい

(\*2) Enfish, LLC v. Microsoft Corp., 822 F.3d 1327 (Fed. Cir. 2016) や, McRO, Inc. v. Bandai Namco Games AM, Inc., 2016 U.S. App. LEXIS 16703 (Fed. Cir. 2016) など

(\*3) <https://www.uspto.gov/patent/laws-and-regulations/examination-policy/subject-matter-eligibility>

※出典：複数の有識者(米国特許弁護士)から聴取した意見等に基づく

## 1. IoT関連技術等に関する事例の充実化

IoT関連技術等の事例掲載の経緯

IoT、AI及び3Dプリンティング関連技術は、**従来から特許出願されており、特許されてきた**

IoT関連技術等の特許審査は、現行の審査基準等に基づいて、従来から特段問題なく行えている

昨今のIoT関連技術等の進展に伴い、IoT等に係る特許出願について、審査基準を適用したときの**考え方を示す事例を充実させる**ことが必要

平成28年9月28日にIoT関連技術に関する**12事例**を、平成29年3月22日にIoT、AI及び3Dプリンティング関連技術に関する**11事例**を審査ハンドブックの**附属書A及び附属書Bに充実化**

## 2. 日米欧三極特許庁にてCS関連発明の比較研究を実施